

東京都広報担当責任者 殿

渋谷区広報の緊急修正について

一般社団法人性亜塩素酸水溶液普及促進会議は東京都広報による誤った都民への告知による健康被害の拡大への対策と誤った告知による次亜塩素酸への風評の拡大と売り上げ減少に対する対策を求める。

12月15日付東京都渋谷区広報において、新型コロナウィルス感染防止対策の告知として「次亜塩素酸水の噴霧を絶対にやめてください」という掲載がなされた。これはまったくの事実誤認の誤った告知であり、現在新型コロナウィルスの感染予防のために次亜塩素酸水溶液を噴霧している都民や医療施設、高齢者介護施設、学校などにその感染予防活動を「絶対的に」停止するよう訴えているものである。

一般社団法人性亜塩素酸水溶液普及促進会議は新型コロナウィルスの拡大防止のために、政府がその効能を認め最も効果的な除菌方法を推奨し普及啓発している。

今回の東京都の広報は全く科学的根拠を持たず都民の健康と生命を危うくするものであり、今すぐに広報誌の回収と修正記事の掲載、東京都ホームページ、新聞各紙都内版における全都民に向けての正しい情報を周知し直すことを求める。

都内JFK会員理事から広報掲載の担当者へ電話確認したところ担当者からは「次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウム(漂白剤、カビ取り剤)を混同してしまい、次亜塩素酸ナトリウムへの注意喚起を行ったつもりであった」との回答を得ている。

都民の健康と命を守るべき東京都が劇薬と安全な感染防止のための除菌液を混同するような周知を行ったことは健康被害を拡大する大変な事件であり、広報誌をすぐに回収するとともに緊急での新聞紙テレビ等での修正報道対応を行うことを求める。

年末年始には史上最強寒波が襲うという予報もあり、窓を閉めて換気ができない中で東京都の「絶対的」指示により感染予防措置を止めてしまうことでクラスターが発生し重傷者、死亡者が出ることのないよう非常緊急措置を速やかに実行することを期待する。

本文書については、東京都広報責任者および保健衛生責任者または東京都知事よりの速やかな回答を求める。

2020年12月25日

一般社団法人性亜塩素酸水溶液普及促進会議

代表理事 越智文雄



問い合わせ先:011-757-6317

(年末年始は携帯電話:090-6697-5059)